

令和4年度第4回大規模小売店舗立地審議会議事録

日 時：令和5年2月10日（金）14時00～15時10分

場 所：徳島県職員会館 視聴覚室

議 題：大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議

「ドラッグコスモス鴨島内原店」の新設届出

ハローズ北島中央店A敷地・B敷地の変更届出

出席委員：奥嶋委員、名田委員、内田委員、岡部委員、稲倉委員、佐々木委員

県出席者：（事務局）商工労働観光部 企業支援課

（大規模小売店舗立地連絡会員）関係各課

■議題1

「ドラッグコスモス鴨島内原店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委 員：駐車場内に交通整理員は置かないのか。駐車場の形状は入口が狭く、奥に行くほど広がっている。西側出入口付近の騒音予測位置図D3・D4あたりは、3方向から車が集中するため、事故の原因にならないかと危惧している。混雑状態にもよるが、少なくともD3あたりに交通整理員を1人置いたほうがいい。

委 員：この構造では、西側出入口から入る車は通常左折するように思われるが、中には右折する車もいるかもしれない。かなり混雑している時には、出入口付近では注意が必要になる。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

（質問、意見なし）

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、参考まで、審議会の中で出された次の意見について、知事宛に申し添えることとします。

混雑時には出入口付近での交通整理について留意いただくこと

→意見なしで終了

■議題2

「ハローズ北島中央店A敷地・B敷地」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員：B敷地の駐輪台数は指針値を下回っている。

事務局：指針では店舗面積35㎡に1台の割合で整備することとなり、利用実態と比べると多くの台数を整備するようになる。B敷地は大部分を占めるテナントの入居者が未決定のため実態に基づく整備台数を算出できていないと思われ、まずは、指針値29台に対し27台を整備し、不足する場合は駐輪場の拡張を行う計画となっている。

委員：整備台数が実態から算出できないのであれば、指針に基づき算出した台数で整備すべきではないか。

委員：店舗南側の直近交差点である交通量調査箇所1より店舗南西側の中村交差点の方が混雑している。一番混雑している交差点で交通量調査をしていないのはなぜか。

事務局：交通量調査は店舗への来店車両の影響が一番大きい交差点で調査している。南西から来店する車両を集約している交差点は店舗直近の交通量調査箇所1であり、北側から来店する車両を集約しているのは交通量調査箇所2となっている。

委員：中村交差点でも混雑発生の可能性があるので、交通量を抑制するよう留意いただきたい。

委員：交通量調査箇所1の将来の交差点需要率は0.85であり、基準値0.9を下回ってはいるが、混雑する可能性がある。特に、退店車両の影響を受ける交差点北側流入部の右折車線はピーク時の混雑抑制に留意いただきたい。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、参考まで、審議会の中で出された次の3つの意見について、知事宛に申し添えることとします。

- ①B敷地については国の指針に基づく駐輪台数29台を確保いただきたい
- ②店舗南西側の中村交差点でも混雑する可能性があるため、ピーク時の来店車両を抑制するよう注意喚起いただきたい
- ③店舗南側の直近交差点において、退店車両によるピーク時の混雑を抑制するよう留意いただきたい

→意見なしで終了